

平成29年由仁町議会第2回定例会 第1号

平成29年6月14日（水）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、平成28年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 2号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 8 議案第 3号 平成29年度由仁町一般会計補正予算について
- 9 議案第 4号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 10 議案第 5号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計補正予算について
- 11 議案第 6号 平成29年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 12 議案第 7号 農業委員会委員の任命について
- 13 議案第 8号 農業委員会委員の任命について
- 14 議案第 9号 農業委員会委員の任命について
- 15 議案第10号 農業委員会委員の任命について
- 16 議案第11号 農業委員会委員の任命について
- 17 議案第12号 農業委員会委員の任命について
- 18 議案第13号 農業委員会委員の任命について
- 19 議案第14号 農業委員会委員の任命について
- 20 議案第15号 農業委員会委員の任命について
- 21 議案第16号 農業委員会委員の任命について
- 22 議案第17号 農業委員会委員の任命について
- 23 議案第18号 農業委員会委員の任命について
- 24 議案第19号 農業委員会委員の任命について
- 25 議案第20号 農業委員会委員の任命について
- 26 議案第21号 農業委員会委員の任命について
- 27 議案第22号 公平委員会委員の選任について
- 28 会議案第1号 議員派遣について
- 29 意見書案 全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定
第1号 を求める意見書の提出について

30 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長 10番 熊 林 和 男 君
1番 羽 賀 直 文 君
3番 加 藤 重 夫 君
5番 浮 田 孝 雄 君
7番 大 竹 登 君

副議長 9番 吉 田 弘 幸 君
2番 早 坂 寿 博 君
4番 後 藤 篤 人 君
6番 佐 藤 英 司 君
8番 井 村 勇 夫 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	平	中	利	昌
總	務	課	中	島		哲
地	域	活	河	合	高	弘
住	民	課	山	影	寿	幸
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
保	健	福	野	田	友	二
建	設	水	伊	藤	一	廣
町	立	病	安	達		智
教	育	課	星		貴	之
農	業	委	野	島		健
員	会	事				君
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	菊	地	和	夫	君
主		査	荒	井		修	君
主		事	下	田	葉	月	君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、平成29年由仁町議会第2回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 羽賀君、2番 早坂君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

委員長

○4番（後藤篤人君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告いたします。

本委員会につきましては、議長、副議長、委員長会議の協議を踏まえ、6月9日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、初めに報告事項として諸般の報告及び行政報告、次に町長提出案件として条例の一部改正案1件、計画の一部変更案1件、平成29年度各会計補正予算案4件、人事案16件の計22件であります。議会提出案件として、会議案1件、意見書案1件、議会運営委員会の閉会中の審査の申し出1件の計3件であります。

続いて、議事運営の取り扱いにつきましては、議案第1号から第6号、議案第22号、会議案第1号、意見書案第1号については単独上程といたします。議案第7号から議案第21号の人事案については一括上程といたします。一般質問については、14日に行うことといたします。

本会議及び議事の日程は、1日目、14日は日程第1から日程第11まで、15日は休会といたします。2日目、16日は日程第12から残りの日程といたします。

以上、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については6月14日から6月16日までの3日間とすることで意見の一致を見たところです。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおりを決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月16日までの3日間とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(熊林和男君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんおきいただきたいと思います。

次に、2の平成28年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告をいたします。町長から平成28年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおきいただきたいと思います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長(熊林和男君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告があります。

町長

○町長(松村 諭君) 平成29年第1回定例会以降の行政事務につきましてご報告をいたします。

第1点目は、ふるさと寄附金の受け付け状況についてであります。今年度の寄附金は、受け付けベースで6月1日現在であります。1、268件、2、647万円となっております。昨年の同じ時期と比べますと件数で428件、金額で743万円の増となっております。その増額の要因といたしましては、昨年度までは5月の連休明けから寄附の受け付けを開始しておりましたが、今年度はふるさと寄附の準備を早目に行いまして、1カ月前倒しをしまして4月1日から受け付けを開始したところであります。また、返礼品協力事業者もその数が増加したことなどによりまして、返礼品のラインナップを拡充できたことによるものと考えているところであります。これからもふるさと寄附金の啓蒙普及、PRに努めてまいりたいと考えております。

第2点目は、主な工事の進捗状況についてであります。建築事業の由仁町公営住宅北栄団地2号棟建て替え工事と由仁町公営住宅わかば団地4号棟建設工事はいずれも5月25日に着工し、現在基礎工事の作業中であり、由仁町公営住宅北栄団地2号棟建て替え工事

は10月の20日に、由仁町公営住宅わかば団地4号棟建設工事は10月31日に完成の予定となっております。

なお、由仁町学校給食センター改築工事につきましては教育長からご報告をさせていただきます。

行政報告は、以上2点でございます。

○議長（熊林和男君） 教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 平成29年第1回定例会以降の教育行政諸般について3点ご報告いたします。

1点目は、町内小中学校の状況についてであります。初めに、5月1日現在の小中学校の学級数及び児童生徒数についてであります。由仁小学校は特別支援学級4学級を含め10学級198名、由仁中学校は特別支援学級3学級を含めて7学級で127名となっております。小中学校全体では17学級325名となり、昨年度と比較しますと児童生徒数で21名の減、学級数では小学校の統合もあり9学級の減となっております。

次に、小中学校の教職員数についてであります。校長、教頭は4名、教諭25名、養護教諭2名、栄養教諭1名、事務職員2名、時間講師1名のほか、中学校美術科における南幌中学校との兼務教諭1名の計36名で、昨年度と比較しますと12名減の教員配置となっております。このほか昨年度から配置されました非常勤のスクールカウンセラーが1名、町単費でALTが2名、介助員2名、事務補が2名、特別支援教育支援員が4名、校務補3名の計14名の職員がそれぞれ勤務しております。

なお、4月に新たな由仁小学校として開校してから2カ月が経過したところでありますが、学校運営全体として混乱もなく円滑なスタートを切ることができております。

次に、第2点目は修学旅行観光大使の活動についてであります。由仁中学校の修学旅行については、5月17日から19日まで2泊3日の日程で3年生43名が参加して実施されたところであります。見学先は東京都のほか、昨年に引き続き静岡県を訪れ、地引き網体験や茶摘み体験などを行ったほか、由仁町観光大使として静岡空港内で観光パンフレットを旅行客に手渡すなど由仁町のPR活動を行ってまいりました。生徒からは、緊張したけれども、しっかりPRできた、由仁町のことを説明した後パンフレットを見てくれてうれしかったなどの感想が寄せられ、貴重な体験活動になったとの報告を受けたところであります。

また、由仁小学校では今月21日から1泊2日の日程で洞爺湖、留寿都方面への修学旅行が予定されており、旅行先において同様の取り組みを行うこととなっております。

3点目は、由仁町学校給食センター改築工事の進捗状況についてであります。由仁町学校給食センター改築工事は5月25日に着工し、現在仮設工事を作業中であり、来年1月31日に完成の予定となっております。

教育行政は、以上3点でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（熊林和男君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問においては、2名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、大竹君の発言を許します。

大竹君

○7番（大竹 登君） 私は、労働条件の改善についてお尋ねをいたします。

町長が就任されて以来、町職員の給与改善や関係団体職員に対する人件費補助の改善が行われ、そのご苦勞に対し敬意を表しているところであります。その一方、特定の担当課においては深夜遅くまで残業が続けられ、職員の健康管理を心配する声も寄せられています。

そこで、1つ目は職員の定数管理と残業の実態がどのようになっているかお尋ねをいたします。

次に、財政支援団体の人件費補助についてですが、道の人件費補助がある団体職員や福祉関係団体においては一定の改善が行われておりますが、長期間据え置かれている団体もあると聞いております。実態を調査の上で改善すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の定数管理と残業の実態についてであります。現在の正職員の数は町立病院の医師と看護師を除きまして90人で、これに定型的な業務を行う嘱託職員を加えますと100人となるものであります。この100人という数字であります。これは平成19年度に策定いたしました定員管理計画の目標数値であります99人よりも1名多い数字となっております。大竹議員もご存じのとおり、当町は平成21年度に策定いたしました早期健全化計画を遂行するために歳出削減の対策として事務事業の外部委託のほか、退職職員の不補充、給与の削減などにより人件費の圧縮を優先的に進めてきたところであります。これらの対策が功を奏しまして、計画よりも早い平成22年度をもって早期健全化団体を脱したわけではあります。計画終了後におきましてもなお厳しい財政状況でありますことから、平成27年度まで職員給与の一部削減を継続してきたところであります。定員管理計画の目標を達成した平成25年度以降につきましては、定年退職などによって欠員となった職員数に応じ、計画的に職員の採用を行っているところであります。

次に、残業の問題でございます。いわゆる時間外勤務の実態であります。現在国内におきましては民間企業での違法な時間外労働が社会的な問題となっているところであります。当町の勤務実態としまして、原則勤務時間内に業務を適切に遂行するよう職員一人一人が職務に専念しているところではあります。例えば臨時福祉給付金などいわゆる突発

的な単年度の事務事業などのように国や北海道の事務や昨今ではいわゆるインターネット、メールなどによります調査依頼の増加が時間外勤務の増加につながっているということも事実であります。残業が必要な場合には、所属課長に対しまして具体的な業務、その内容、所要時間等を前もって申し出ることとしておりまして、その一方で管理職であります所属課長は申し出を受けた業務の緊急性、必要性を十分に確認した上で時間外勤務を命じているところであります。今後とも職員に対しましては、適正な時間外勤務命令を行いまして健康管理に配慮をしていきたいと考えているところであります。

次に、2点目の人件費補助についてであります。まず団体運営につきましては団体それぞれが自主財源をもって運営することが基本原則であると考えております。その上で、行政の補完的役割を果たす活動、町民サービスの向上が期待できる活動、そういった一定の政策実現に資する活動に対して財政支援を行っているというものでございまして、その水準は団体の状況、団体の予算規模などによりまして一様ではないと考えているところであります。議員ご指摘の補助金が長期間据え置かれている団体は、恐らく高齢者事業団が該当するのではないかと考えられますが、高齢者事業団のほうにつきましてもたしか2年前だと思っておりますが、大竹議員のご質問がございましたとおりに事業団との協議を進めて改善を進めていきたいと考えているところでございます。これは、高齢者事業団に限らず、各団体に対する財政支援のあり方に対しましては、単に補助金の多少・増減だけをもってよしあしを判断することなく、団体の性格や運営のあり方、財政の収支状況なども勘案しながら適正な財政支援となることが必要ではないかと考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） 重ねてお尋ねをいたします。

1点目の残業についての問題であります。いろいろ町民を含め、いろんな方から聞きますと、課においてはやはり度を超しているのではないかと。例えば深夜12時を超えての残業のケース等もあるというような、それは今言われたような臨時的な仕事でありますとか期限までに計画書を提出するでありますとか、さまざまな要因はあるにしてもやはり特定の課の特定の職員に集中的にそういうことが発生するというような事態が生じないような、そういう改善を強く求めていきたいと考えております。

2点目は、人件費補助についての件であります。きれいごとでなくて率直にお尋ねをしたいと思っております。町長答弁の中で、人件費補助のうちの高齢者事業団、この事業はご承知のように平成12年度から発足をいたしました。このときの北海道の最低賃金は633円でございます。この事務職員給与ですけれども、そのときの事務職員は10万円、それから事務局長かな、それが13万、当初道補助等もありましたけれども、道補助金が切られてきた、削られてきた経過もございまして。平成21年度、最低賃金は678円、時給にして50円余り、55円ですか、増額となりました。このときの町の人件費補助は232万円あります。そして、平成29年度、昨年たしか私はその辺の改善も含めて対策を求めましたが、高齢者事業団とよく協議をするという趣旨の答弁であったと記憶しております。現在、平成29年度の最低賃金は786円あります。事務局に働く事務局員と事務

局長も平成12年度から最低賃金は上がっておりますけれども、据え置かれたままであります。例えば事務局職員のA氏の場合、仕事の実態といたしましては週40時間働いております。職員は代わっております。何人も代わっておりますけれども、当初633円時代は8時間に換算しますと約5,000円ですから、月に20日稼働しますので10万円、これは最低賃金を下回るという実態にはなっていないかと思っております。ところが、現在786円で150円余り時給、道の最低賃金が。仮に最低賃金を基準とすると、町長はたしか前回の答弁で由仁町のいろんなところで働く人たちが最低賃金を下回る実態はないというふうに認識をしていると、もしあるとすればそれは改善をしたという趣旨の答弁をされたのではないかと思います。そうしますと、このA氏の場合は完全に最低賃金を下回るわけでありまして、もちろんその団体において、職員の給与を丸々町の人件費補助で賄うというわけにもまいりませんけれども、この事業団の場合は利益を目的とする団体でもありませんし、それから若干の積立金がございますけれども、これは事業を運営していく上での車の更新でありますとか機材の購入とかそういうものに使われるお金であって、人件費に回る余裕はとてもない、到底ない実態ではないかというふうに私は認識しております。せめて、最低賃金はことしの10月からまた引き上げになるというようなお話も聞いておりますけれども、やはり長期間にわたって最低賃金を下回るという実態を放置しておく、そういうことは事業団とよく話し合っただけで検討していくと答弁されているわけですから、放置しないで直ちに改善すべきではないかと考えますけれども、改めてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員の再質問のほうにお答えをいたします。

先ほどの答弁で、私ちょっと表現が曖昧でございましたが、たしか大竹議員からは28年の第1回定例会において同様のご質問を受けたと記憶しているところでございます。人件費補助についてでございますが、残念ながら高齢者事業団とのこの協議であります、私どものほうとの合意形成が本年度についてはできなかったというような結論に達したところでございます。

先ほども申し上げましたが、補助金がいわゆる削減された、行革前の水準まで戻されていないという、結果的に最低賃金を割ってしまったということではありますが、これはまず第一に最低賃金を割ったのは私どもが補助金の削減をしたから最低賃金を割ってしまったのではないかと私は考えております。これは、高齢者事業団はちゃんと事業団の運営規則の中で最低賃金を守るということを規定しているわけですから、これはやはり私どもがその職員を任用しているわけではありませんから、高齢者事業団、任用する側がきちんと町から補助金は減らされたかもしれないけれども、事業団の会計として出せるのか出せないのか、あるいは最低賃金を割らないように勤務時間とか勤務体制を見直すとか、まず1回その議論をしていただかないと、町から補助金が減らされたから最低賃金を割ってしまった、それからずっと割ったままですよというのも私はちょっと違うのではないかと考えているところであります。それを踏まえて、事業団とはこれから新年度の予算に向

けての協議をしていきたいということでございます。毎年度町からは人件費補助、いろいろな団体に対して補助を行っているところでございますが、これは既得権ではありません。これは、町の予算を考慮して、予算の範囲内で人件費補助を行っているところでございます。その際には、その補助金を受ける団体の予算の規模、そして実施する業務などを全て検証して補助金の額を決定しているわけでございます。高齢者事業団につきましては、これは大竹議員がただいまご質問で申されたとおり、規約を見ますと平成11年の6月28日にこの事業団の規約ができております。この規約をつくったのは、当時の福祉の担当者であります。それ以来、一度も改正されておられません。そのままです。これは、原理原則できちんと最低賃金を守るということをやっております。これは、まず一番最初に町から補助金を切られたから割ったのだということではなくて、割らないようにまず事業団の中で議論をしていただくことが一番最初ではないかなと思います。その上で、私どももこれは補助金といえども町民の血税ですから、それを補助金を交付する以上は全ての団体の経理状況から全部を含めて幾ら交付するのだと。本来であれば、町から補助金を交付しなくてもその団体の事業収入でもって100%自賄いでやるのがこれは本筋でありますけれども、事業団の性格上はそうはなりませんので、町は人件費補助を行っているということでもあります。それを踏まえた上で、これからも事業団とは協議していきたいと考えているところであります。

○議長（熊林和男君） もう一点、特定の人に負担、負荷をかけないという最初の質問があったのですけれども。

町長

○町長（松村 諭君） 答弁が漏れておりましたので、特定の人に負担をかけないということではありますが、これは恐らく事務局長と訪問開拓員の……失礼いたしました。時間外勤務の特定の職員に負担をかけないということではありますが、これはそのようなことがないように努めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） 3度目の質問でありますけれども、非常に私は高齢者事業団の問題についてはちょっと対応が不十分だなというふうに思います。当事者団体の責任が優先するみたいな、非常に私は不満であります。それは、やはり事業団とよく話し合いをして実態を含めて今後の対応をとっていくと、昨年の3月の定例会でこれは1年以上経過しているわけですから、まずそのことは速やかにやっていただきたい。そして、その給与を改善する力が事業団にあるのかないのか、それから経営の実態がどうなっているかも含めてやはり改善させる方向で指導や助言を含めた対応をとっていただきたい。そうしないと、補助団体がいろいろありますけれども、それに対する公平さを著しく欠く心配があると、そのことを強く指摘して私の質問を終わりたいと思います。

○議長（熊林和男君） 答弁はいいですか。

○7番（大竹 登君） 基本姿勢だけでも。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員の今お話しされましたとおり対応していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊林和男君） 次の質問者、後藤君の発言を許します。

後藤君

○4番（後藤篤人君） 私は、町長に対し、現在条例を推進されている由仁町地域支え合い活動の推進に関する条例の推進についてということで1点質問いたします。

一昨年、由仁町地域支え合い活動の推進に関する条例が制定されました。この条例は、町長が提唱する安心して暮らせるまちづくりに欠かせない条例と考えます。しかし、この条例に対する町民の理解が少ないのではないかと思います。この条例を今後どのように推進されるのか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 由仁町地域支え合い活動の推進に関する条例の推進について、後藤議員のご質問にお答えをいたします。

地域支え合い活動の推進に関する条例は、支援を必要としている方が社会から孤立することなく安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的としているところでありまして、この活動は地域包括ケアシステムを構成する柱の一つ、生活支援そのものであって、地域包括ケアシステム構築のためには必要不可欠であるものと考えております。条例制定後2年目に入ったところでありますが、これまでの間、自治区長会議や民生委員児童委員協議会におきまして事業の内容や取り組んでいる自治区からの事例発表などを行いまして周知啓蒙に努めてきているところであります。また、活動に取り組んでおります自治区との座談会を開催しまして意見交換を行うなど、現在進められております活動のフォローアップも進めているところでありまして、本年度は11の自治区で取り込まれる予定となっております。地域支え合い活動を初めとする生活支援活動は、議員ご指摘のとおり安心して暮らせるまちづくりに欠かすことのできない活動でありますので、本年度は社会福祉協議会とも連携しまして生活支援に関する講演会や生活支援ボランティアの養成講座を開催し、また出前講座を活用いたしましてこの活動の周知啓蒙を進め、将来的には町内全ての自治区でこの活動が展開されることを目指してまいりたいと考えております。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○4番（後藤篤人君） 今町長の答弁で、これから一生懸命やりたいのだというお話かと思えます。私は、この地域支え合い活動推進の事業の補助金のほう、ずっとこれを見ていまして、隣近所の年寄りの方の安否確認だとか、そういうのもあるのですけれども、この支え合い活動の方針の中で1つ気がついたところがありまして、安否確認、ごみ出し活動、

買い物支援、身体介護を伴わない通院の付き添い活動、その他町長が支え合いと認める活動と、5つぐらいこういうのもありますよというふうに説明の概要の中でこれをいただいたのですが、この中で買い物支援と、それと身体介護を伴わない通院の付き添い活動、その他というのがありまして、私はここがちょっと気になっているところなのです。

それで、何が気になりますかという買い物支援活動、これは中身的にデマンド交通で利用をするとき、これは買い物支援、身体介護を伴わない通院の付き添い活動、デマンドに通じるのではないかなというふうに実は前に福祉課の課長のところへ行って話を聞いてきました。これについては、そういう活動もできますよという答弁をいただいております。

それで、町長が今お願いしていると、私もこういうのもできますよということで何地区かの区長さん、老人クラブの方と1回話し合いをしました。そんな中で、デマンドで対応できているところは意外とないと。ところが、デマンドで対応できない地域の方というのは、この支え合い活動の中で救えますよと。救えるという言い方がちょっと適切かどうかはわからないのですが、適用できますよという話をしてもどうも話が余り通じないと。これは、きっとこの地域支え合い活動の推進に関する条例のPRがなっていないのではないかなというふうに感じております。

それで、先ほどちょっと言いましたデマンドの件なのですが、実はこれもつくったときに担当課長とこれの中身について外れる地域、外れない地域、この辺を救うのはどうするのだという話をさせてもらいました。そうしたら、その点については様子を見て改善したいというふうに地域活性課の河合課長と話をさせてもらいました。その辺について、今の実態とそのとき私に説明していただいた地域活性課の課長と、それと今これを運用されている住民課の山影課長さん、それと福祉課の課長さん、それぞれに今の実態で実際困っている方はたくさんいらっしゃいますので、その辺の対応をどう進めていくのか、その辺のところをちょっと説明を聞きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） 後藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、デマンドの関係でございますが、これは今それぞれ担当課長のほうに調査をされたということでございますが、現在このデマンドタクシーのほうは既の実証を終えまして実施の段階に入っておりますので、現在は住民課のほうで進めて対応をしているところであります。この問題につきましては、やはりデマンドの運行をしていない地域からデマンドを私のところには運行していないので、何とか運行できないのかというような声を寄せられておりますので、これはたしかことしの第1回定例会だと思っておりますが、議員からご質

間をいただいて、私は見直しに向けて作業を進めますということでお答えをさせていただきましたので、まずデマンドのほうについては見直し作業を進めていこうと。このデマンドは、これはタクシーですから、みずからの意思によって電話をかけて車を呼んで、その車に乗っていくというその足であります。地域支え合い条例に基づきますこの足というのは、もうちょっとくくりが、定義というわけではないのですが、もっと小さなもので、対応するのも業者ではなくて隣近所のおじさん、おばさんですから、名称は買い物支援とか通院支援というふうになっていますけれども、実態として実際にやるとすれば、私は今町立病院に行くのだけれども、おばあちゃん一緒に乗っていかないかいという、そういう本当の身近な日常生活に密着した支援というふうに私どもはこの制度をつくるときに考えたものであります。ですから、この制度とデマンドタクシーを一緒にして、いわゆる由仁町のような過疎地域におけるちょっとこの足の問題を議論するには余りにもくくりが大き過ぎるのかなというふうに思っております。確かに町内、三川地区からタクシー業者がもうなくなりましたので、現在は由仁ハイヤーしかありません。ですから、その足という点ではこれは100%完璧に充足しているという状況にはありませんが、この地域支え合い条例をもって足が確保できない方も100%完璧に補完できるものとは私どもも考えておりません。そのためにデマンドのほうも時間はかかりますけれども、見直し作業を進めているということでご理解をいただければよろしいかなと思います。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○4番（後藤篤人君） 町長の今のあれなのですけれども、このデマンドをつくったときに対応できない地域がありますと私どもも言われているのです、課長に。この人方はどうするのですかと話をしてきたのですけれども、現在のこれの運用では適用できませんと。なぜかと。室蘭沿線とバスの通っているところの地域はだめですよと、これについてはデマンドは該当しませんと。そうしたら、山柵通りのあの通りでこっちはJRの通っている地域ですよと、こっちは通りは通っていないからこっちはオーケーと。向かいの家同士でこっちはいいけれども、こっちはだめだと、そういう事態はどうするのと言ったら、だからそれについては後々見直しいたしますと言ってくれましたので、私はいいいですねと思ったのです。

これ地域支え合い活動、町長が今おっしゃるのは十分わかっているのです。だけれども、この条例をつくった目的がこういう条例であると言ってみたら、西三川の方と少しお話しする時間がありまして話したのです。そうしたら、後藤さん、実は私病院行くのにいつも車に乗っていくのだけれども、熱があつて車が運転できないので、片道3,500円かかって、往復7,000円かかって行ってきたのだと。そんなときにこれを使うのですよというふうに話したのだけれども、やる方が結局西三川なんかはこれの中には多分入っていないと。言ったら、中身がわかっていないのです、全然。だから、私が言っているのはそこのことです。だから、そういう方が実際にいらっしゃって、由仁の町の中でも私たちの今7区町内会でも町とは別の障害でタクシーを使っている方がいらっしゃるのですけれども、これからだんだん、だんだんこういう方はふえてきます。そのときの対応のため

に、そしてこれでやると、言ってみたら中身は町長も十分覚えていたのしょうけれども、年額で町のほうから1万円だとか2万円だとかと。今はデマンド、さっきデマンドでやると、ことしの予算ベースでこの間も課長にお聞きしたら300万かかっているのです。そのお金で、町長は先ほど血税で大変なそれこそ予算の事態なのだというのであれば、こっちのほうを進めると、これだっただけでないので、本人負担ありますよということなので、その辺をもうちょっと一生懸命やられたらどうですかという意味なので、別にこっちのほうとあっちのほうと、こういう話ではないのです。だから、これを一生懸命進めたいというふうに私は思っております、この辺のところでもう一度ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 西三川の方がこの制度を知らなかったということでございますが、これは早速西三川の地域担当職員に指示をいたしまして、西三川の会議、寄り合いのときに職員を派遣してこの制度の説明をしたいと考えております。

私どもがいろいろな場面を使ってこの制度の周知を進めてきたわけではありますが、これはやはりやるのが地域住民の皆さんですから、住民の皆さんの熱意というのですか、熱意とやっぱり合意形成ができないと、行政が何ぼ旗振りしてもだめな問題ですから、そこを私どもが職員が実際に行ってこ入れをしてこれを普及するように努めていきたいと考えております。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○4番（後藤篤人君） 今町長のほうから地域担当の職員を十分に使ってこれの周知に努めたいというお返事をいただきましたので、できましたら今年度中にでもこれを進めておかないと後々、年寄りには毎年年とっていくわけですから、私らも含めて毎年年とって体もだんだん弱っていくわけなので、その辺についてはこれから町職員の働きを十分に期待いたしまして、私の質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（熊林和男君） 以上で日程5、一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第6、議案第1号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、内閣府令であります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第1号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

現在、保育園への入園希望があった際には子供の区分、支給認定の有効期限や保育必要量などを記載いたしました支給認定証というものを保護者に対して交付しておりますが、子ども・子育て支援法施行規則の改正によりまして支給認定証の交付が保護者からの申請による任意交付となったところであります。この子ども・子育て支援法施行規則改正にあわせて、内閣府令であります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準も改正されたところであります。入園申し込みがあった保育園は必要に応じて支給認定証の提示を求めること、支給認定証の交付を受けていない場合は保育料の額の通知とあわせて行われます通知により必要な保育内容を確認するよう改正がなされたことから、本条例におきましても内閣府令の基準改正と同様に改正しようとするものであります。

新旧対照表で説明いたしますので、議案第1号資料をごらんください。右側が現行、左側が改正案であります。第8条は受給資格等の確認で、特定教育・保育施設は支給認定証により受給資格等の確認を行う旨の条項であります。条文中、求められた場合は次に「、必要に応じて、」を加えまして、支給認定証の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加えようとするものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第7、議案第2号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、町立病院を有床診療所及び医療機関併設型小規模介護老人福祉施設へ転換することに伴い、計画の一部を変更する必要があるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、地域活性課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 地域活性課長

○地域活性課長（河合高弘君） 議案第2号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について内容の説明をいたします。

由仁町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間としているところでございますが、このたび町立病院を有床診療所及び医療機関併設型小規模介護老人福祉施設に転換するに当たり過疎債の充当が見込まれることから、計画の一部を変更しようとするものであります。

変更内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、議案第2号資料をごらんください。表の右側が現行、左側が変更案になっております。計画中、5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の3、計画の表の4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の欄の事業名に（2）、介護老人保健施設、事業内容に国保病院病床転換等改修事業、事業主体に町を新たに加え、6、医療の確保の3の計画の表の5、医療の確保の欄の事業名を（1）、診療施設診療所に、事業内容を国保病院病床転換等改修事業、診療所ボイラー改修事業、診療所設備改修（特殊浴槽等）、画像診断装置更新、フラットパネルへ変更

するものであります。

なお、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、この計画変更案について北海道と事前に協議を行ったところ、5月22日付で北海道知事から異議がない旨通知があったところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時46分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） 議長のお許しをいただきましたので、ただいま議案第2号の説明におきまして説明漏れがございましたので、追加で説明をさせていただきます。

地域活性課長のほうから説明をさせます。

○議長（熊林和男君） 地域活性課長

○地域活性課長（河合高弘君） 先ほどの議案第2号の説明の中で1点説明の漏れがござ

いましたので、追加で説明をさせていただきます。

議案第2号資料をごらんいただきたいと思います。議案第2号資料、6、医療の確保、下段の表の現行、右側の欄に町立病院耐震化改修事業を変更案としまして国保病院病床転換等改修事業に変更するものでありますが、こちらは国保病院病床転換等の中に町立病院耐震化改修事業が含まれているという説明が漏れておりましたので、追加で説明をさせていただきます。

◎日程第8 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第3号 平成29年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 平成29年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では町立病院病床転換等改修工事の関連経費及び財政調整基金への積み立てなど、歳入では病院の病床転換改修工事に係る起債、賦課額の確定に伴う各種町税の計上が主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤君

○6番（佐藤英司君） 歳出の件で1つだけお伺いしたいのですが、1区の除雪機整備事業、この件なのですけれども、町内にはたしか1区と2区と7区の会館があると思うのですが、それに対しての備品補助金という形でございますか、それちょっと説明をもう一回お願いします。

○議長（熊林和男君） 地域活性課長

○地域活性課長（河合高弘君） この制度についてでございますが、一般財団法人自治総合センターで毎年コミュニティー助成事業といたしまして、住民が自主的に行うコミュニティー活動の促進や地域の連帯感に基づく自治意識の向上を目的に、コミュニティー活動

に直接必要な設備などに対し助成を行っております。当町におきましての補助率が10分の10という非常に貴重な財源ということもありまして、各自治区には昨年8月下旬に全地区に対して周知を行ったところでございます。要望が上がってきましたのが1区のみでございまして、そちらを申請し、採択に至ったという経緯でございます。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 平成29年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第4号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では退職被保険者の保険給付費の減額と財政調整基金の積み立てなど、歳入では国民健康保険税及び療養給付費交付金の減額と繰越金の増額が主なものであります。

なお、このたびの補正予算につきましては、去る5月30日に開催されました由仁町国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを

申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（山影寿幸君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第5号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、支出では病床転換等改修工事に係る実施設計業務委託料の増額、収入ではその財源の計上が主なものであります。

内容につきましては、病院事務長に説明をさせますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） 病院事務長
- 町立病院事務長（安達 智君）

「記載省略」

- 議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。
討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第5号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

- 議長（熊林和男君） 日程第11、議案第6号 平成29年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長（松村 諭君） 議案第6号 平成29年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、支出ではヤリキレナイ川改修事業に伴う支障水道管の移設に要する

経費の計上で、収入ではその財源として補償金を充てるものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（伊藤一廣君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 平成29年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日6月15日を休会とし、6月16日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（熊林和男君） 皆さんに連絡いたします。

6月16日の会議開会時間は午前9時30分としますので、定刻までご参集願います。

ご苦労さまでした。

◎延会 午前11時24分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊林 和男

1 番議員 羽賀 直文

2 番議員 早坂 寿博